

# 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（概要）

令和 2 年 3 月  
総務省自治行政局福利課

## 1. 概要

令和 2 年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「地共済法」という。）による退職年金等の給料年額改定率の改定等を行う。

## 2. 改正の内容

### （1）【第 1 条関係】地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 56 号。以下「平成 23 年改正法」という。）附則の規定により引き続き支給することとされた旧地方議会議員年金（※）の年金額は廃止前と同様に改定することとされ、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 23 年政令第 151 号）附則第 2 条の 2 の規定に基づき改定することとされている。

※ 地方議会議員の年金については、平成 23 年改正法により廃止されたところであるが、同法の施行前までに受給権を有する者に係る経過措置として、旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金等については、なお従前の例により改定され支給される。

今般、賃金スライドによる年金算定の基準日を令和元年 6 月 1 日に改めるとともに、令和 2 年度における厚生年金の再評価率の改定（+0.2%）に併せて、物価スライドに用いる累積物価変動率の改定（+0.2%）を行う。

### （2）【第 2 条関係】平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正

昭和 60 年改正法による改正前の地共済法による退職年金等については、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 43 条第 1 項に規定する再評価率と同じ仕組みを設け、年金額に給料年額改定率（※）を乗じて算定することとしている。

※ 退職年金など昭和 60 年改正法による改正前の地共済法による年金の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和 60 年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

給料年額改定率は、平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成 28 年政令第 132 号）で定めており、厚生年金保険法に規定する再評価率の改定措置が講じられる場合、当該改定措置に準じ、当該政令に規定する給料年額改定率の改定（+0.2%）を行う。

## 3. スケジュール

公 布 日：令和 2 年 3 月 30 日

施 行 日：令和 2 年 4 月 1 日